

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	生活保護関連事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

魚沼市は、生活保護関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

魚沼市長

## 公表日

令和8年3月11日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護関連事務
②事務の概要	<p>生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて保護を決定し、その最低生活保障のための各種扶助を行うとともに、自立に向けた支援を行う。</p> <p>※医療扶助の実施にあたっては、医療扶助オンライン資格確認に関する以下の事務を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携</li><li>・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理</li><li>・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務</li><li>・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等</li></ul> <p>なお、これらの事務に関して、番号法及び利用特定個人情報提供省令に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	1 生活保護システム 2 中間サーバー 3 統合宛名システム(団体内統合利用番号連携サーバー) 4 レセプト管理システム 5 統合専用端末 6 医療保険者向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護個人基本ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項番号法別表第23の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 第13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 番号法第21条第2項番号法別表第42の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部福祉支援課
②所属長の役職名	市民福祉部福祉支援課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務政策部総務人事課 新潟県魚沼市小出島910 025-792-1000
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務政策部総務人事課 新潟県魚沼市小出島910 025-792-1000
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人未満(任意実施) ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」を遵守し、申請者からのマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。	

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 自己点検      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている      ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する  <input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策      ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である      ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、パスワードによる認証によって限定しており、人事異動に伴い、アクセス権限の登録・削除を行い、アクセスログを記録する等、適切な管理を行っている。これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年11月5日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	令和5年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年11月5日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	令和5年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年11月5日	IVリスク対策		8, 11入力	事後	
令和8年3月11日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務	(加筆)	なお、これらの事務に関して、番号法及び利用特定個人情報提供省令に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	事後	
令和8年3月11日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	I-3中 番号法第9条第1項番号法別表第1第15の項 主務省令①第15条  I-4 ②中 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号番号法別表第2第9、10、14、16、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項 (情報照会の根拠) 番号法第21条第2項番号法別表第2第26の項 主務省令②第19条	I-3中 番号法第9条第1項番号法別表23の項  I-4 ②中 番号法第19条第8号 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 項番13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 項番42	事後	法令改正によるもの
令和8年3月11日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	魚沼市総務政策部 新潟県魚沼市小出島910 025-792-1000	総務政策部総務人事課 新潟県魚沼市小出島 910 025-792-1000	事後	
令和8年3月11日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業 11.最も優先度が高いと考えられる対策			事後	様式追加によるもの